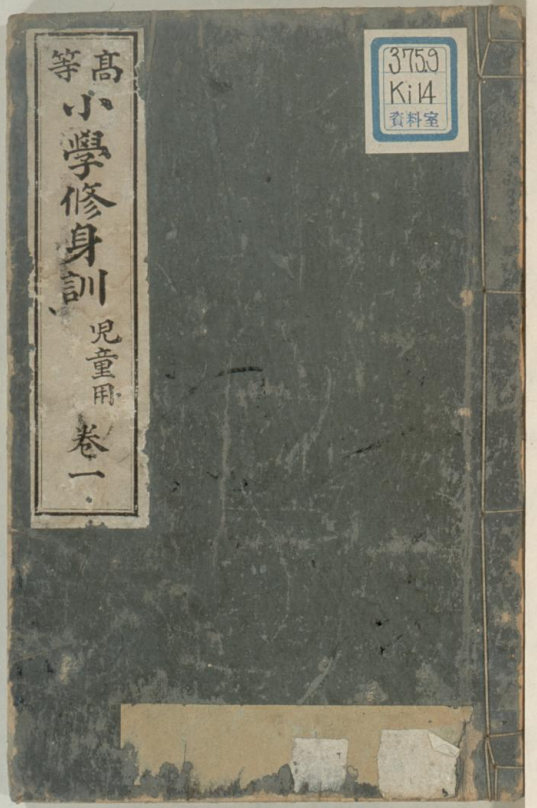

30035
教科書文庫
3
110
32-1900
20000
14238

廣島大學圖書之印

明治三十三年十二月二十日

高等小學校修身科教科書

文部省檢定濟

高等

小學修身訓

児童用

巻一

廣島大學圖書
14238

資料室

3759
Ki14

廣島大學圖書之印

目次

第一課　池田光政公　(一)　一
第二課　池田光政公　(二)　三
第三課　池田光政公　(三)　五
第四課　池田光政公　(四)　七
第五課　池田光政公　(五)　八
第六課　池田光政公　(六)　十一
第七課　池田光政公　(七)　十四
第八課　池田光政公　(八)　十五
第九課　池田光政公　(九)　十七
第十課　池田光政公　(十)　十八
第十一課　池田光政公　(十一)　二十
第十二課　松平定信公　(一)　二十二
第十三課　松平定信公　(二)　二十四
第十四課　松平定信公　(三)　二十五
第十五課　松平定信公　(四)　二十七
第十六課　松平定信公　(五)　二十九
第十七課　松平定信公　(六)　三十一
第十八課　松平定信公　(七)　三十三
第十九課　松平定信公　(八)　三十四
第二十課　公德

東京高等師範學校圖書之印

第一課　池田光政公(一)

池田光政公は、今より大凡二百六十年ばかり前の人にて、備前の大名なり。通稱を新太郎といひて、賢明のきこえ甚だ高かりき。

九歲の時、父うせて、家をつがれしが、其の後、何故か、夜々ねどこに入りても、善くねつかざるさまなれば、そばづかへのものは、いふもさらなり、一藩の人々も、之を聞きて、如何がはせんと案じわづらひ居けるに、又何故か、此の事には かに止みて、善く眠らるる樣なり。是に由りて、人々安心せしかど、猶いぶかしく思ひ、をりを見て、其の故を問ひけれ

ば、公こたへて、吾、先祖の御かげにて、かかる大國をうけつぎたれど、之ををさむる道を知らず。如何がすべきと、樣々思ひわづらひて、それがために、夜も善くねむられざりき。然るに、此の頃、論語を讀みて、大いに思ひ當る所ありたるより、心定まりて、善くねむらるる樣に

なれり。といはれき。

又一とせ、冬の夜、公、蜜柑を食せんとせられし時、醫師之を諫めたるより、思ひ止られぬ。其の後、しきりに「あやふかりし事よ。」とひとりごとせられしかば、そばのもの「何事のありしぞ」と問ひけるに、公ありししさいをつげて、さて「其の時予は、之を食すともさせる事はあらじと、いはんとせしが、思ひ止りぬ、若しもかく言ひたらんには、今より予をいさむるものはなくなるべし。あやふかりし事ならずや。」といはれき。

ありのあなから、つつみがくつる

第二課　池田光政公（二）

光政公の、善く其の言行をつゝしまれしことは、前にすでに語りたるが、公は、又物事を見聞するにも、心を用ひらるること極めてこまやかなりき。

公かつて、其の村里を見まはられし時、農民を多く召しあつめて、終日農事を語らせて聞かれたり。此の時、公の語られけるには、「植え物の中、五穀をのぞきて、其の取入高の最も多きは、何ならん、吾が自らためしたる所にては、芋に及ぶものなし、芋一つを植うれば、大抵一升を得、されば、一段の地にては、大凡十石を得べし。汝等のためしたるは、如何に」といはれき。

又公江戸にて、或る時、谷田某といふ馬乘の名人をまねきて、其のわざを見られしことあり。其の時、かたはらに居りしもの、谷田の乘り前を見て、「おろしといふ乘り方ならん。」といふを、公は、頭をふりて、「否とよ、此はうきあしなるべし。」といはれたり。谷田之を聞きて、忽ち馬より下り、「此の乘り方をうきあしと見るものは、江戸中に一人もあらざりしを、御目ききの程、おどろき入りたり。」といひき。

第三課　池田光政公　(三)

光政公、一とせ江戸へ上る時、船にて内海を通られしに兵庫のおきにて、には

かに風起り、波あれて、船まさにくつがへらんとし、供の人々は、皆々色を失ひて、あわてさわぎたり。然るに、ひとり公は、平氣にて、少しもさわがず、船手をつかさどれる岸某（キシノヨサン）といふを召して、「死ぬるも生くるも天命なれば、心を平かにして、さしづせよ」とさとされしが、終につゝがなかりけり。

又或る時、公そばづかへ五六人をめしつれて、にはを散歩せられしに、をりから、木の枝なる蜂の巣おちて、蜂むらがりおこりたり。そばづかへ皆おそれあわてて、思はず知らず、公の前を引きしさり、やう〳〵に又はせあつまりたり。

さて公を見るに、蜂あまた身にとまり居れども、一向に氣にもかけず、やがていはるる樣、わづか蜂の針にすら然樣に我を忘るる程ならば、人の劔には、さだめて膽をつぶすならん。といひて、いましめられき。

誰も皆公の如く、心は、小さくて、つゝしみ深く、膽は大きくて、物におそれざる樣にありたきものなり。

第四課　池田光政公（四）

光政公は、謙遜の心強く、よろづにうはべをかざることをいたくにくまれたり。されば江戸へ參勤のをりなどにも、其の行列の道具類は、唯用あるものの

みをそなへて、かざりなるは、すべてはぶかれ、其の關札には、唯備前新太郎とのみ記して、官位などは、記されず。諸大名とつきあひするにも、新太郎の名にて呼ばるるをよき事とし、尊稱せらるるをば、よろこばれざりき

己が娘を家人の呼ぶにも、必ず其の名を言はしめ、若し「御姫樣」などいふことあれば、「然樣の尊稱は、公卿以上の人にいふべし。吾等如きには、かりにも用ふべからず。」といましめられき。

富貴にもそのみはひくき牡丹かな

第五課　池田光政公（五）

光政公の時、酒井雅樂頭忠清、幕府の大

老として、威勢強かりしが、或る時、重くわづらひしかば、公みまひ物をおくらんとて、自ら浮(クキ)麩(フ)をこしらへ、使者に持たせて、遣はされたり。さて使者心に思ふ様、「外諸大名より、色々貴くめづらしき物をまゐらする中に、かばかりの物を持ち出でんこと、君命とはいひながら、面目なき事なり」とて不承不承に往きけり。既に往きて、取次をたのみたるに、やがて奥の一間に案内せられたり。程なく前なるふすま明きたるゆゑ、と見れば、即ち雅樂頭の寢間なり。驚きしさりて、平伏すれば、雅樂頭頭をもたげて、「新太郎殿の御使者なるか。さてさて

御心にかけられ、かたじけなう存ず。御贈物は、定めて御手づからの物と覺ゆれば、わけてありがたく存ずるなり、此の頃幾日も絶食いたし居れど、御志のありがたさに、今御使者の目の前にて、直に味ひ申さん」といひつゝ、箸を下したり。使者は、案の外なる此の首尾に、喜色面にあふれ、即ちまかり退きて、いと得意げに歸り來りたり。

人と交るには、唯其の誠をつくすべし。うはべをかざるべからず。

第六課　池田光政公（六）

光政公は、極めて孝順にして、友愛の情も亦厚かりき。

或る日、母公家人に命じて、庭に松をうゑさせしに、意にかなはざりしかば、公直に庭に下り、自ら鍬を取りて、母公の意にかなふ樣にうゑかへられたり。

又、或る時、母公「吾は、是まで挾箱持ったるものを見しことなし、如何なる樣子にや。」と問はれければ、公直に座を立ち、かたへにありし箒を取りて、ふりかたげ「此くの如きさまなり。」とて、其の眞似せられしかば、母公大いに興ぜられき。

公幼き時、家臣に話を善くするものあり、時々召して、話をせさせられけるが、其のをりたま〳〵弟の方より、此のものを呼ぶことあれば、公は、直に其の話をさし止めて、弟の方に遣はされき。

第七課　池田光政公（七）

光政公、或る時、鷹狩して歸られけるに、留守居したる青地三之丞（アヲヂサンノジヨウ）といふもの、供の人々に向ひ、「如何に、今日の牛蒡狩（ゴボウ）、得物多かりしか。」といへり。公聞きて、「をかしき事をいふものかな、しさいぞあらん。」とて、之を問はれたるに、三之丞答へて、「すぎつる頃の御鷹狩に其等留守居のものに、得物の吸物賜はりしに、其

金港堂書籍株式會社

の吸物は、牛蒡ばかりなりしゆゑ、今日も牛蒡狩をぞせさせしと心得ぬ。といひければ、公「そは、以ての外の事なり。」とて、いたく庖人をしかられ、其の日は、三之丞等に、雁の吸物を賜へり。

山田道悦といふもの、公にはべりて物語しけるをり、「君には、ふきをきこしめされずと承れり、何故なるか、伺ひたし。」といふ。公答へて、「先祖護國公、ふきの畠中にて撃死し給ひしゆゑ、いまはしくてなり。」といはれければ、道悦「そは、君に取りていと大いなる幸なり、護國公若し田の中にて撃死し給ひたらんには、君は、めしをもきこしめさず、うゑ死に

せさせ給ふべきを、とあざけりしが、公は、更にとがめられざりき。

人は、胸を廣くもちて、人の小さき過をとがめず、人よりこゝろよからぬ事をいはれたりとも、妄に怒ることなかるべし。

短慮功をなさず

第八課　池田光政公（八）

光政公の重臣池田出羽といふもの、作事の場所にて、徒侍の、己が足輕をしかりたるを見て、大いに怒り、之を公にうったへたり。公之を取りあげざりしかば、出羽無念に思ひ、氣相かへて、退出せんとしけるを、公呼び返して、汝、予にた

てをつくとは、不届なり。よし去れ、只今討手を遣はすべし。と言葉するどくいはれたり。されど重臣ども、出羽のために、其の罪をわびたるによりて、事止みぬ。

公は、時の大老酒井雅樂頭忠清の、威勢をたのみて、わがまゝなる仕方多きを見て、或る時、面のあたりに、きびしく之を責め、大不忠ものなりとまでにいはれたり。其の意氣、甚だはげしかりければ、さすがの忠清も、只頭をたれて、何の答もなし得ざりき。

第九課　池田光政公（九）

光政公江戸へ參勤の時、須磨の浦を通

られけり。をりしも、春雨繁くふる頃にて、世間何となくあはれなるに、こゝは海邊五十町の間、一けんの茶店だになく、いとさびしかりければ、供の人々そぞろに物かなしくやなりけん、やうやう行く程に、終には物もえ言はずなりぬ。此の時、公駕籠を止められ、出でて床几に腰をかけ、供の人々に向ひ「我は、江戸に妻子ある身なれど、それすら、斯く故郷をはなれ來れば、何となう心細くなりぬ。まして故郷に妻子をのこし來たる皆々は、さぞ心細く思ふならん」と涙ぐみていはれければ、皆々其の仁愛に感じて、涙にそでをぬらしけり。

領内に、水火の難ありたる時は、公大いに憂へて、ひたすら救助の道をはかられ、ほどこすべき錢米足らざれば、他より借り入れて、おぎなはれたり。

人の不幸を思ひやりて、之をあはれみいつくしむは、人の美德なり。

たをらじな人のかきねの梅の花、

我にて知りぬをしきこゝろを、

第十課　池田光政公（十）

光政公は、平生つとめて儉約を行はれたり。或る時、家老池田大學が、巾著の緒締に、大きなる珊瑚珠を用ひ居るを見て、甚だ喜ばぬ色ありしが、其の後二三日經て、大學に一つの巾著を與へて、こ

は、我が自ら作りたるものなり。といはれたり。さて其の巾著を見るに、そまつなる木綿にて作り、緒締は、無患子に、火箸もてあなをうがちたるものなりけり、是は公、大學のおごりをいましめんとて、わざと、せられたる事なるべし。

公又其の草履取の脇差の柄に絲をま

きてあるを見て、「奢のさたなり」とて、やがて其のものに、暇を遣はされぬ。

又庭なる朝顔の垣を、下部のもの、青竹にて作りしかば、竹は切端などにて足れり、新しきを用ふべきかは。」といはれたり。

第十一課　池田光政公（十一）

光政公の、甚だ賢かりしことは、前に言ひし如くなるが、其の夫人も、亦善く女の道を心得たる人なりき。次なるは、その常に其の女子に言ひ聞かせられたる言のあらましなり。

女は、やさしきを道とす。たとひ身分貴く、才學すぐれたりとも、男をしのぐ様

なるふるまひ、決してあるまじきなり。人の妻となりては、特に深く其の身を慎み、夫よし愚なりとも、ゆめ無礼を加ふべからず。夫に若し過あらば、おだやかに之をいさめ、怒らば、又なだめなぐさむべし。嫉妬の心は、もとよりいさゝかもあるべからず。内を治むるは、女の職分なれば、かねて裁縫料理などの道を善く心得置き、倹約を守りて、善く治むべし。家貧しとて、うらみ歎くは、心得違なり。只、あくまでも、みさをを守り、夫を助けて、其の職分を盡すべし。

第十二課　松平定信公 (一)

松平定信公は、徳川八代將軍吉宗公の

孫にて、奥州白河の城主となり、十一代将軍家齊公の時、老中に任ぜられ、隱居して、樂翁と號し、名聲世に高かりし人なり。

公は、幼き時より氣象強くして、勉強人にすぐれたり。

毎日朝早くより書を讀み、食事の外は、

しばらくも休まず。午後四時頃より、弓馬擊劍等の武藝を習ひ、夕飯時より火ともし頃まで、しばしの間、なぐさみがてら詩歌などを作り、夜に入れば、再び机に向ひて、晝讀み

し書を復習し、又は、其の中なる名言を書きぬきなどせられて、夜更に至りき。公は、斯く非常に勉強なりしが、生來病身なりしかば、又養生にも深く心を用ひ、時々野外に出でて、運動せられたり。老年に及びても、朝夕五十枚の瓦を庭内にて持ち運び、又鋤鍬を取りて、草木を培養せられたり。

勉強と養生とは、二つながらかくべからず。養生を怠りて、身體弱く、命短からんには、如何程の勉強も、其のかひなかるべく、如何に養生すとも、勉強せずして、知識藝能足らざらんには、又如何んともすべからず。

第十三課　松平定信公（二）

定信公は、若き時より、朋友と寄り合へば、必ず學問武藝の事などをかたりて、互に益せんと心がけられたり。

元來公の朋友は、何れも身分高きものなれば其の中には、おごりをよろこび、安樂をむさぼらんとするものも、なきにあらず。さるに公は、性質正直なれば、朋友にかかる心ざまのものありと知るときは、直ちに之を諫め、諫めて用ひざれば、斷然交をたたれたり。

公は、又いやしくも賢き人と聞くときは、其の人、よし身分卑かりとも、自ら進んで交を求められたり。朋友の中、最も

親しかりしは、本多忠籌といふ人なりしが、是も、初め公より交を求められたるなり。

朋友は、初めに善くえらびて、一旦交をむすびたる後は、互に善をすゝめ、過をたゞして、共に善き人とならんことを心がくべし。

金港堂書籍株式會社

第十四課　松平定信公（三）

定信公は、富貴の家に生まれながら、若き時より、つとめて儉約を行はれたり。公既に家督をつぎて、天明四年、江戸より始めて其の領地白河へ下られたり。當時大名の、始めて其の領地に入るときは、行列など、ことに花やかにしつら

金港堂書籍株式會社

ふが、一般の習ひなれば、白河の士民も、「我が君、平生は、如何に儉約をたふとばるとも、此の度こそは、定めて、はでやかなる行列にて入らるるならめ。」とて、皆皆美しく著かざりて、出迎へたるに、案にたがひて、極めて質素なりしかば、あきれて、互に顔を見合はせたり。

さて公は、士民の此のおごりの風を見て、嘆はしき事に思ひ、之をためんとて、是より一層儉約を勉められ、其の膳部も、朝夕は一汁一菜、晝は、一汁二菜と定め、衣服夜具なども、總べて木綿に改められたり。かかりしかば、士民も漸く之にならひて、儉約をつとむる風になれ

り。

第十五課　松平定信公

定信公は、父母には孝に、兄弟には悌順なりき。

江戸にて、公の屋敷は、養父定邦の屋敷と遠くへだたりたり、然るを公は、毎朝近臣を遣はして、父母の安否を伺はしめたり。

定邦中風症にかゝられてより、公は、つとめて其の側に侍り、いと懇に介抱して、萬に不自由の事なからしめたり。又母君音曲をたしまれければ、公は、をりをり琴・三味線・能狂言などの上手を招き、自身は元たしなまざる事なれど、猶

其の席に出で、人形使の眞似などして、打興ぜられければ、母君も十分になぐさまれたり。

公は、かつて兄定國卿に、濱千鳥を畫きある色紙を送りて、實父宗武卿の詠みたる。

千鳥さへ友よびかはしあそぶなり、

などてや人のひとりたのしむ。

といふ歌を、書きてたまはれといひやられたるに、定國卿よりも、亦同し事を求められしにぞ、各、書きて取りかはされける。

父母も、兄弟も、一たび失へば、また得べからざるものなれば、其の存命の間に、

善く事へ、善くむつびて、後にくいなきよーにすべし。

あはれなり、あかつきふかくおきいでて、今はつかへんたらちねもなし。

第十六課　松平定信公

定信公は、夫婦の間、至ってむつましかりき。公は容貌人に勝れたりしに、夫人

は、劣れる方なりしかば、其の中らひ、如何あらんと、養父母いたく氣づかはれたり。さるを公は、「夫婦は、唯其の心を見るべし、何ぞ形のよきあしきを問はん。」とて、女の心得べき事どもを書きつゞりて、夫人に示しなどせられ、夫人も善く其の言を守られしかば、夫婦善く和合して、人もうらやむ程なりき。夫人は、身體弱くして、とかく病みがちなりけるが、病むときは、公常に其の枕邊に在りて、藥も起き臥しも、皆自ら懇に世話せられたり。さて夫人は、遂に公に先ちて、はかなくなられしが、公は、いたく歎きかなしまれ、其の二十三回忌には、

年へても、いかでわすれん、くみ見てし、
野なかの水のふかきこゝろを。

とよみて、靈前にたむけられ、又夫人のかつてよまれし歌を集めて、冊子に作り、永く形見とせられしとぞ。

第十七課　松平定信公（六）

定信公は、常に心を政治に留めて、ひたすら其の領民の幸福を進めんことをはかられたり。

先づ民に學問をすゝめんとて、新に學校を建て、之に數十町の田地を附けて、其の維持の資にあてられたり。

白河地方は、元來養蠶製茶の業、さのみ行はれざりしを、公、桑苗を信州より茶

種を宇治より取寄せ、之を植ゑ付けさせて、やうやく此の業を盛んならしめられたり。

又年々、杉・松・檜・栗・桐等の苗木を、山野の程よき地に植ゑ付けしめられて、材木の産出を増されたり。

又會津より漆工を雇ひ入れて、あまねく其の業を傳へしめ、人を尾張瀬戸に遣はして、陶器製造の業を學ばしめ、京都より職人を招きて、機織業を起し、其の他彫刻・蒔繪・鍛冶等の業に於いても、皆それ〳〵手を盡して、其の發達をはかられたり。

公は、又、松蟲・鈴蟲などをも名所より取

寄せて、はなたれたり。公が民益をはかる用意の、いと細かなりしことは、是にても知らるべし。

第十八課　松平定信公（七）

定信公老中たりし頃、皇居火災にかゝりければ、幕府乃ち皇居御造營掛を置きて、公を其の總裁に任じたり。そもそも皇居は、中昔の頃には、其の規模極めて大きかりしを、其の後、武臣我意を極むる世となりてより、いと小さく且疎略になりて、此の時まで改らざりけり。公は、忠義の心いと厚くて、平生深く之を歎き居られたれば、今此の命を蒙り、「是吾が忠義をつくすべき時なり」とて、

ふるって事に當り、辛苦して經營せられたり。さて二年の後、皇居落成したるに、諸事概ね舊に復しければ、主上にも御感なゝめならざりき。初め、公、京都に上りて、皇居のあとをとはれし時、案内のもの、公のつかれたる樣子を見て、床几をすゑて、休息をすゝめたるに、應ぜず、再三すゝめければ、「たとひ御炎上のあとなりとて、御座近くにて休息するは畏多し」といはれき。

第十九課　松平定信公（八）

公或る時、京都に上る途にて、箱根の關を過ぎられしに、關所の役人共、皆下坐して平伏せしを、番頭一人、頭を上げて公

を見やり、御法度なり、御笠を取らるべし。」と、はゞかりもなく言ひはなちたり。公之を聞き、直ちに笠をぬぎて過ぎられけるが、程なく使

を關所に遣はして、厚く前の過を謝し、且其の貴人に對しても、敢て法度をまげざりしことを大いにほめられたり。此の頃、幕府の權臣は、京都にて、下乘の制札あるを見ても、關東の威勢をたのみて、乘り入れ無礼するもの間ありけるが、公かく常に法度を重んじて、不法

のしわざをいましめられしかば、かかる輩も、之を見習ひて、漸く傲慢の風を改めきといふ。

第二十課　公德

吾等物事をなすには、誰も皆、世の公衆一般のためを思ひてせざるべからず、此の心を以て行ふを、公德とはいふなり。

公德に、二面あり。公衆の幸福を增すべき事を行ふは表の一面にして、公衆の幸福をそぐべき事を行はざるは、裏の一面なり。

公衆の幸福を增すべき事とは、自ら其の資を出して、道をつくろひ、河をさら

ひ、堤をきづき、學校を建て、育兒院を設け、器械を發明する等の事をいふ。公衆の幸福をそぐべき事とは、傳染病豫防の規約に背くが如き、電信柱をそこなふが如き、若しくは、路上の常燈を消すが如き類是なり。

凡そ公德は、何人も其の心がけだにあらば、身分相應には、行ひ得べきものなり。殊に其の公衆の幸福をそがぬといふは、全く身分の如何んにかゝはらず、皆同じ樣にたやすく全うし得べきものなり。されば二つの內、一は務めて行ふべきもの、一は務めてさくべきものと知るべし。

高等小學修身訓 兒童用卷一終

明治三十三年十月二十八日印刷
同 三十三年十一月三十一日發行
同 三十三年十二月二十五日訂正再版印刷
同 三十三年十二月二十八日發行

高等小學修身訓（兒童用）
定價（卷一）金拾六錢 卷三 金拾六錢
（卷二）金拾七錢 卷四 金拾六錢

金港堂書籍株式會社編纂 千古永洗 畫

發行兼印刷者 金港堂書籍株式會社
右社長 代表者 原亮一郎
東京市日本橋區本町三丁目十七番地
同 下谷區龍泉寺町四百十四番地
賣捌所 各府縣特約販賣所

不許複製

◎弊社ハ常ニ書籍ノ用紙印刷製本等ニ注意シ勉ヅテ其堅牢ヲ期セリ サレド 多數ノ中萬一學年間ノ使用ニ耐ヘザルガ如キ粗製ノモノ有之候ハバ御通知次第無代價ヲ以テ御引換可申上候

◎本書ハ僻遠ノ地ニ至ルモ定價ヲ超過シテ賣捌カシムルコトナキハ勿論直接ノ御注文ハ多少ニ拘ラズ運賃ヲモ負擔可仕候